



■ 相談者・村井進さんの相続人  
長男

～ 今回のご相談者・村井進さんは、お孫さんに直接財産を渡したいようです ～

村井さん



Q. 私が死んだ時には息子だけじゃなくて、可愛い孫にも財産を残してあげたいと思うのじゃが…。

中田税理士



A. それはいいお考えですね。遺言を使ったお孫さんへの「遺贈」には様々なメリットがありますよ。

「遺贈」とは、被相続人が遺言によって相続人または相続人以外の人へ相続財産を贈与することで、この遺贈を受ける者は受遺者と呼ばれます。遺贈には2種類あり、遺言により遺産の全部または何分のいくつというように遺産の全体に対する割合で財産を贈与することを「包括遺贈」、遺産のうち特定の財産を示して遺贈することを「特定遺贈」と言います。

遺贈のメリット1

所得の分散が図れる。

収益を生み続ける賃貸物件等を孫に移せば、その後の賃料収入は遺贈を受けた孫のものとなります。相続人(登さん)の財産が膨れ上がることを防ぎ、所得税の負担を軽くすることができます。

遺贈のメリット2

後継者としての自覚を促す。

賃貸経営には知識や経験が必要です。例えば、孫に不動産を遺贈しておくことにより、将来の相続前に賃貸経営について経験を積ませることも、後継者としての自覚を持たせることができます。

遺贈のメリット3

節税になる場合がある。

相続人(登さん)の財産が多い場合は、相続税額の2割加算<sup>\*</sup>を考慮しても節税になる場合があります。

\*相続や遺贈により財産を取得した人が、亡くなった人の一親等の血族および配偶者以外である場合に、各人にかかる相続税額に対し、20%相当額が加算される。

「債務控除」とは、相続税額を計算する際、被相続人が残した借入金などの債務を遺産総額から差し引けることを言います。この債務控除は、相続人や包括受遺者に認められます。

相続人でないお孫さんなどが特定遺贈により財産を取得した場合は適用ができませんので、債務控除を利用するには、お孫さんを養子にしておく必要があります。

借入金の返済前に相続が発生した場合…



本連載は今回で最終回となります。ご愛読いただいた皆様、誠にありがとうございました。今までご愛読いただいた感謝の気持ちを込めて、「全7回の連載をまとめた冊子」と「遺言に関する無料相談券」を、先着30名様にプレゼントいたします！ご希望の方は、ハガキ・FAX・Eメールに、①遺言講座冊子希望の旨 ②お名前 ③ご住所 ④年齢 ⑤電話番号を明記のうえ、下記までご応募ください。

■ハガキ：〒160-0022 東京都新宿区新宿 2-1-9 ステラ新宿 9F フジ総合グループ 爽風編集部  
■FAX：03-3350-1149 ■Eメール：so-fu@fuji-sogo.com

